（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則の一部改正）

第十八条　食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則（平成二年厚生省令第四十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第五条第一項第三号の厚生労働省令で定める者） **第二条**　法第五条第一項第三号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により食鳥処理の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。 **第二条の二**　（略） **別表第一**（第二条の二関係）　（略） **別表第二**（第二条の二関係）　（略）	（新設） **第二条**　（略） **別表第一**（第二条関係）　（略） **別表第二**（第二条関係）　（略）

（精神保健福祉士法施行規則の一部改正）

第十九条　精神保健福祉士法施行規則（平成十年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第三条第一号の厚生労働省令で定める者） **第一条**　精神保健福祉士法（平成九年法律第百三十一号。以下「法」という。）第三条第一号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により精神保健福祉士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。 （法第七条第一号の厚生労働省令で定める者の範囲） **第一条の二**　法第七条第一号の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。 一～三　（略） ２～９　（略） （死亡等の届出） **第十六条**　精神保健福祉士が次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、当該各号に掲げる者は、遅滞なく、精神保健福祉士登録証を添え、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。 一　死亡し、又は失踪の宣告を受けた場合　戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）に規定する届出義務者 二　法第三条第一号に該当するに至った場合　当該精神保健福祉士又は同居の親族若しくは法定代理人 三　法第三条第二号又は第三号に該当するに至った場合　当該精神保健福祉士又は法定代理人	（厚生労働省令で定める者の範囲） **第一条**　精神保健福祉士法（平成九年法律第百三十一号。以下「法」という。）第七条第一号の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。 一～三　（略） ２～９　（略） （死亡等の届出） **第十六条**　精神保健福祉士が次のいずれかに該当するに至った場合には、当該精神保健福祉士又は戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）に規定する届出義務者若しくは法定代理人は、遅滞なく、精神保健福祉士登録証を添え、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。 一　死亡し、又は失踪の宣告を受けた場合 二　法第三条各号（第四号を除く。）のいずれかに該当するに至った場合 （新設）

様式第二中「成年被後見人又は被保佐人」を「精神の機能の障害により精神保健福祉士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」に、「禁錮」を「禁錮（ママ）」に改める。